

14. 保育料等について

◆保育料の決定<0歳～2歳児のみ>

- ・保育料は、別表1の「令和6年度 斑鳩町保育料のイメージ」(P.3参照)の予定です。
- ・保育料は、児童の父母の市区町村民税所得割課税額の合計額により算定します。
 ※同居の祖父母等が家計の主宰者である場合は、同居の祖父母等の市区町村民税所得割額も合計します。
 ※市区町村民税所得割課税額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、住宅借入金等特別税額控除の規定は適用しません。
- ※保育料は、保護者の課税額により異なりますが、同じ所得階層であれば、公立・私立に関わりなく同じ保育料です。(認可外施設を除く)
- ・町民税の申告がない方は、最高階層の保育料になる場合がありますのでご注意ください。
- ・保育料は、入所決定後に通知します。
- ・保育料は、月額です。日割り計算は行いませんので、月に1日でも在籍していればその月分の保育料をお支払いいただきます。
- ・保育料の納入は、原則口座振替(自動振込)となります。
- ・事情により登園できない場合でも、在籍していれば納入義務が生じます。
- ・延長保育を利用する場合には、通常の保育料のほかに延長保育料を負担していただきます。
(町立保育所⇒1か月単位で口座振替、町立以外の施設⇒直接施設に納入)
- ・保育料の納入がない場合は、児童手当からの徴収や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

【年度切替の時期】

保育料は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市区町村民税所得割課税額により算定します。これに伴い、年度途中で保育料が変更になる場合があります。市区町村民税所得割課税額は税務課から通知される納税通知書により確認できます。

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和5年度市区町村民税所得割額 (令和5年6月頃に発行の納税通知書をご参照ください)	令和6年度市区町村民税所得割額 (令和6年6月頃に発行の納税通知書をご参照ください)

【保育料の納付】

保育施設・事業所の種別	納付先	振替日
町立保育所・私立保育所	斑鳩町	毎月8日 (※1・※2・※3)
町外の公立保育所	施設の所在市区町村	施設により異なります
上記以外の保育施設・事業所 (認定こども園・小規模保育事業所等)	保育施設・事業所	

- ※1 4月分の保育料は4月末の金融機関営業日が振替日となります。
- ※2 引き落とし日が金融機関の休日の場合は、翌営業日の引き落としとなります。
- ※3 登録できる口座は南都銀行・奈良中央信用金庫・奈良県農業協同組合のいずれかです。

【給食費】

保育所等では、給食を提供します。**3歳以上児は、各施設で給食費が徴収されます。**

町立保育所は、副食費3,600円 + 主食費900円 計4,500円 / 月

- ※町立保育所以外を利用される場合は、各施設にお問合せください。
- ※保育認定の場合、副食費については免除される場合があります。
(年収360万円未満相当の世帯の全ての児童及び全所得階層の就学前児童第3子以降が対象)
- ※3歳未満児は、給食費の徴収はありません。

【市区町村民税（非）課税証明書について】

保護者（父母）等の市区町村民税額に基づいて、保育料、給食費の負担軽減を決定します。転入されてきた方は、斑鳩町にて市区町村民税額が把握できないため、保育料等を決定することができません。保育料等の決定のため、下記を参照のうえ、書類の提出をお願いします。

なお、申込書に個人番号（マイナンバー）を記載している場合は、省略できます。

令和5年9月～令和6年8月利用希望 かつ 令和5年1月2日以降に転入してきた方

☆必要書類：令和5年度市区町村民税（非）課税証明書（税額・所得額・控除額・扶養人数等記載されたもの）

※1 父母の所得等によっては、家計の主宰者である同居祖父母等の証明書が必要な場合があります。

※2 生活保護受給中の方は提出不要ですが、生活保護受給者証の提示をお願いすることがあります。

【個人番号（マイナンバー）について】

平成28年1月から「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）の運用が開始されました。番号法の規定により、保育所等入所申請及び子育てのための施設等利用給付認定に関する事務において、個人番号の記載をお願いしています。

申請書類の受付時、保護者（申請者）の個人番号を確認できる書類及び本人確認できる書類のご提示について、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

斑鳩町では、保育料の軽減に努めています

斑鳩町では、令和2年4月から、保育料を従来よりもさらに5%軽減しています。

(国基準より15%軽減⇒20%軽減)

さらに、多子世帯の負担軽減を図るため、同時在園等の3歳未満児について、保育料を国基準の2分の1から、町単独事業で4分の1に軽減しています。

斑鳩町保育所保育料徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		町の徴収金額(月額：円)			
階層区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2	第1階層及び第3～8階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	第1～2階層を除き、当該年度	48,600円未満	15,600	0	15,400
第4	(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割課税額が	48,600円以上 72,800円未満	19,800	0	19,600
		72,800円以上 97,000円未満	24,000	0	23,700
第5	次の区分に該当する世帯	97,000円以上 133,000円未満	29,800	0	29,400
		133,000円以上 169,000円未満	35,600	0	35,100
第6		169,000円以上 235,000円未満	42,200	0	41,600
		235,000円以上 301,000円未満	48,800	0	48,100
第7		301,000円以上 397,000円未満	64,000	0	63,000
第8		397,000円以上	74,600	0	72,500

備 考

- この表の第3階層から第8階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割額・株式等譲渡所得割額、住宅借入金等特別税額控除の規定は適用しません。
- この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日(3月31日現在)において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中にかぎり3歳未満児とみなします。また3歳以上児についても同様とします。

3 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が市区町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯（児童の属する世帯が第5項に掲げる世帯（以下「要保護者等世帯」という。）を除く。）の徴収金の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める徴収金の額の半額とし、3人目以降は無料とします。

4 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

区分	第1欄	第2欄
A	ア 上記4に掲げる施設を利用している小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする。）	徴収金額表に定める額
B	イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）で3歳未満児	徴収金額表×0.25 (※)
C	ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前児童	0円

(注) 100円未満の端数は切り捨てる。(※) 平成27年度の保育料からの適用です。

5 小学校就学前児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯が次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金の額とする。ただし、当該世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合にあつては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は無料とする。

- ① 「ひとり親世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金額（月額：円）	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第3階層	7,200	7,200
第4階層1	7,200	7,200
第4階層2のうち（市町村民税所得割課税額が77,100円以下）	7,200	7,200



聖徳太子 1400年御遠忌
宣伝隊長
「うまやどさん」